



## 安全データシート (SDS)

## 1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8

担当

TEL(03)3270-2701

FAX(03)3270-2720

緊急連絡 同上

改訂日 2018/04/09

SDS整理番号 03241250

製品等のコード : 0324-1250、0324-1260、0324-2270、0324-3280、  
0323-9150、0323-9160、0324-0170、0323-9170、0334-0170、  
0324-0180、0324-4061、0324-5060

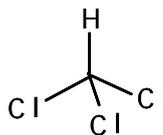
製品等の名称 : クロロホルム

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
フッ素系冷媒、フッ素樹脂の製造、医薬品(麻酔剤、消毒剤)、鉱油、ろう、  
溶剤(ゴム、グッタペルカ、アルカロイド、酢酸、メチルセルロース、  
ニトロセルロース)、有機合成、アニリンの検出、血液防腐用、  
半導体用高純度ガス など



## 2. 危険有害性の要約



## GHS分類

## 物理化学的危険性

引火性液体 : 区分外  
自然発火性液体 : 区分外  
自己発熱性化学品 : 区分外  
金属腐食性物質 : 区分外

## 健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分4  
皮膚腐食性・刺激性 : 区分1A  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1  
生殖細胞変異原性 : 区分2  
発がん性 : 区分2  
生殖毒性 : 区分2  
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : 区分1(肝臓、腎臓)  
区分3(麻酔作用)  
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) : 区分1(中枢神経系、腎臓、肝臓、呼吸器)

## 環境に対する有害性

水生環境急性有害性 : 区分3  
水生環境慢性有害性 : 区分1

注意喚起語 : 危険

## 危険有害性情報

飲み込むと有害(経口)  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
重篤な眼の損傷  
遺伝性疾患のおそれの疑い  
発がんのおそれの疑い  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
肝臓、腎臓の障害  
眠気又はめまいのおそれ  
長期又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓、肝臓、呼吸器の障害  
水生生物に有害  
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
ミスト、蒸気、ガス、粉じん、スプレーなどを吸入しないこと。  
取扱後はよく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。気分が悪い時は医師に連絡すること。  
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
皮膚を大量の水と石鹸で洗うこと。直ちに医師に連絡すること。  
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
気分が悪い時は医師に連絡すること。  
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。  
漏出物を回収すること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 単一製品  
化学名 : クロロホルム  
(別名) トリクロロメタン、トリクロロホルム、TCM、フロン-20  
(英名) Chloroform (EC名称)、Trichloromethane、Flon-20、Methane, trichloro- (TSCA名称)  
成分及び含有量 : クロロホルム、99.0%以上  
(但し、安定剤としてエタノールを0.3~1%を含有する。)  
化学式及び構造式 :  $CHCl_3$ 、構造式は上図参照(1ページ目)。  
分子量 : 119.38  
官報公示整理番号 化審法 : (2)-37  
安衛法 : 公表化学物質(化審法番号を準用)  
CAS No. : 67-66-3  
EC No. : 200-663-8  
危険有害成分 : クロロホルム  
・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 160(クロロホルム)  
61(エタノール)  
表示対象物 政令番号 160(クロロホルム)  
61(エタノール)  
特化則 特定化学物質等 第2類物質  
管理第2類物質 特別管理物質  
特別有機溶剤  
作業環境測定基準 作業環境評価基準  
・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-127(99%)  
・毒物及び劇物取締法 劇物「クロロホルム」  
・消防法 届出を要する物質(200kg以上貯蔵する場合)

4. 応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。  
気分が悪い時は、医師の手当てを受ける。  
皮膚に付着した場合 : 直ちに医師に連絡する。  
直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。  
速やかに、皮膚を大量の水と石鹸で洗う。  
洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。  
皮膚刺激が生じた時、気分が悪い時は、医師の手当てを受ける。  
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。  
汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。  
目に入った場合 : 直ちに医師に連絡する。  
直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから  
ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水  
で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。  
まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの  
隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。  
次に、コンタクトレンズを着用していなければ除去し、

- 洗浄を続ける。  
 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。  
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。  
 眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせない。  
 強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があり、また、本品は腐食性が強いので、吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。  
 直ちに、牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。  
 牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。  
 意識がない時は何も与えない。  
 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状 :  
 吸入 : 咳、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、意識喪失  
 皮膚に付着 : 発赤、痛み、皮膚の乾燥  
 眼に付着 : 発赤、痛み  
 経口摂取 : 腹痛、嘔吐。  
 他の症状については、「吸入」の項を参照。

## 5. 火災時の処置

- 消火剤 : 本製品は不燃性である。  
 周辺火災に種類に応じて適切な消火剤を用いる。  
 二酸化炭素、粉末消火剤、散水、噴霧水、泡消火剤など
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、毒性又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め完全な防護服（耐熱性）を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
 皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。  
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。  
 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
- 回収、中和 : ウェス、雑巾、乾燥土又は砂で吸収し、密閉できる空容器に回収する。  
 後で廃棄処理する。後処理として、漏洩場所は洗剤で洗浄後、水で洗い流す。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。  
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。  
 ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
- 局所排気・全体換気  
 安全取扱い注意事項 : 必要に応じて、局所排気又は全体換気を行なう。  
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用する。  
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
 取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避 : 湿気、水、高温体との接触を避ける。
- 保管
- 技術的対策 : 保管場所は、製品が汚染されないよう清潔にする。
- 保管条件 : 保管場所は、採光と換気装置を設置する。  
 光のはく露や高温多湿を避けて保管する。  
 なるべく乾燥した場所に保管する。  
 容器を密閉して冷暗所に保管する。  
 遮光して保管する。  
 一定の場所を定めて、施錠して保管する。  
 貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。  
 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質 : 強酸化剤、強塩基  
 容器包装材料 : ガラスなど

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性(あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要)

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム x クロロプレンゴム(ネオプレン) x ニトリルゴム x ブチルゴム x  
天然ゴム x シリコンゴム x フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) x テフロン  
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅  
軟質塩ビ x 硬質塩ビ x ポリスチレン x ABS x ポリエチレン x ポリプロピレン x  
ナイロン x アセタール樹脂 x アクリル樹脂 x ポリカーボネート x ガラス

## 8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 3ppm  
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):  
日本産衛学会(2017年版) 3ppm 14.7mg/m3 経皮吸収あり  
ACGIH(2017年版) TLV-TWA 10ppm  
設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。  
ミスト、蒸気が発生する場合、換気装置を設置する。  
保護具  
呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク)を着用する。  
手の保護具 : 保護手袋(テフロン製など)を着用する。  
眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。  
皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。  
必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。  
衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
取扱い後はよく手を洗う。  
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。  
作業衣を家に持ち帰ってはならない。

## 9.物理的及び化学的性質

物理的状态、形状、色など : 無色の揮発性の液体  
臭い : 特異臭  
pH : データなし  
融点 : -64  
沸点 : 約40 (JISハンドブック「試薬」)、 62 (ICSC-J)  
引火点 : 不燃性  
爆発範囲 : データなし  
蒸気圧 : 21.2 kPa (20 )  
蒸気密度(空気 = 1) : 4.12  
20 での蒸気/空気混合  
気体の相対密度(空気 = 1) : 1.7  
比重(密度) : 約1.48  
溶解度 : 水に溶けにくい(0.8g/100mL、20 )。  
エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい(混和する)。  
アルコール、ベンゼン、石油エーテル、四塩化炭素、二硫化炭素、  
油類に溶ける(混和する)。  
オクタノール/水分分配係数 : log Pow = 1.97(測定値)  
自然発火温度 : 不燃性  
分解温度 : データなし  
臭いのしきい(閾)値 : 30ppm  
粘度 : 0.514 mPa・s (=0.514 cP) (30 )  
GHS分類  
引火性液体 : 本品は不燃性(ICSC,2004)であることから、区分外とした。  
自然発火性液体 : 本品は不燃性(ICSC,2004)であることから、区分外とした。  
自己発熱性化学品 : 本品は不燃性(ICSC,2004)であることから、区分外とした。  
金属腐食性物質 : 本品の国連危険物輸送勧告がクラス・区分6.1(国連番号1888)  
であることから、区分外とした。

## 10.安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱条件において安定である。  
ただし、本品の安定剤としてエタノールを添加している。  
空気、湿気、光の影響により徐々に分解し、塩化水素を生成する。  
危険有害反応可能性 : 本品の蒸気は空気より重い。  
強塩基、強酸化剤、化学的に活性な金属類(アルミニウム、マグネシウム、  
亜鉛など)と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。  
高温又は炎に触れると分解して、有毒ガス(ホスゲン(COCl<sub>2</sub>)、塩化水素、  
塩素)を生成する。  
多くのプラスチックを侵す。  
本品は不燃性であるが、少量の引火性物質の添加または空気中の酸素

濃度の上昇により、可燃性となる。  
避けるべき条件 : 熱、日光、空気  
混触危険物質 : 強塩基、強酸化剤、カリウム、マグネシウム、アルミニウム粉末、亜鉛  
危険有害な分解生成物 : ホスゲン、塩化水素、塩素

## 11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 450mg/kg, 1200mg/kg, 908mg/kg, 2000mg/kg, 450mg/kg, 1117mg/kg (EHC 163 (1994)) に基づき、区分4とした。  
飲み込むと有害(経口)(区分4)  
経皮 情報不足により分類できない。  
吸入(蒸気) 情報不足により分類できない。  
吸入(ミスト) 情報不足により分類できない。
- 皮膚腐食性・刺激性 : ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果の記述に「皮膚にわずかな充血、中等度の壊死、か皮の形成」とある (EHC 163 (1994)) ことから、区分1Aとした。  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(区分1A)
- 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : ウサギを用いた眼刺激性試験の結果の記述に「散瞳、角膜炎、角膜の半透明化及び化膿出血様排出物が観察され、強度の刺激性を示した。4匹は2-3週間で症状が消えたが、1匹は3週間後以降にも角膜混濁の症状が残った。」(EHC 163 (1994)) とある。以上のことから、区分1とした。  
重篤な眼の損傷(区分1)
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 呼吸器感作性: 情報がないため分類できない。  
皮膚感作性: 情報なし
- 生殖細胞変異原性 : 経世代変異原性試験なし、生殖細胞 in vivo 変異原性試験なし、体細胞 in vivo 変異原性試験(小核試験、染色体異常試験)で陽性、生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験なしである (CER1・NITE有害性評価書 No.16 (2004), IARC 73 (1999), CaPSAR (2001), EHC 163 (1994), DFGOT vol.14 (2000))。以上の記述から、区分2とした。  
遺伝性疾患のおそれの疑い(区分2)
- 発がん性 : NTP でR、IARC でグループ2B、EUリスク警句で3、ACGIHでA3、EPAでB2、日本産業衛生学会で2B に分類されていることから、区分2とした。  
発がんのおそれの疑い(区分2)  
IARC グループ2B(ヒトに対して発がん性があるかもしれない)  
ACGIH A3(動物発がん性物質)
- 生殖毒性 : マウスの三世代試験及びラット・マウスの催奇形性試験で親動物での一般毒性がみられる用量で、受胎能力の低下、胎児頭臀長短縮、頭蓋骨・腰肋石灰化遅延口蓋裂増加、頭頂間骨奇形、同腹児の無尾、短尾、鎖肛の頻度増加、皮下浮腫、吸収胚率増加がみられている(CER1・NITE有害性評価書 No.16 (2004), IRIS (2001))。  
マウスの催奇形性試験では親動物に一般毒性のみ見られない用量でF1世代での受胎率の増加(CER1・NITE有害性評価書 No.16 (2004))、副睾丸重量の増加や副睾丸尾管上皮の変性がみられ(IRIS (2001))、ウサギの催奇形性試験でも親動物に一般毒性のみ見られない用量で頭蓋骨不完全骨化(CER1・NITE有害性評価書 No.16 (2004)) がみられているが、副睾丸の変化に関しては用量が記されていないこと、他の変化はマイナーな変化と考えられる。以上のことから、区分2とした。  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い(区分2)
- 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : ヒトについては、「肝細胞壊死、肝臓障害、黄疸と肝肥大、腎臓障害、鼾声呼吸、チアノーゼ、多汗」(NITE初期リスク評価書No.16 (2005))等の記述、実験動物については、「肝臓小葉中心性脂肪浸潤及び壊死、立毛、鎮静、筋肉弛緩、運動失調、衰弱、一部流涙、近位尿管壊死」(NITE初期リスク評価書No.16 (2005))等の記述があることから、区分1(肝臓、腎臓)、区分3(麻酔作用)とした。  
肝臓、腎臓の障害(区分1)  
眠気又はめまいのおそれ(区分3)
- 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) : ヒトについては、「倦怠、のどの渇き、胃腸痛、頻繁で痛みを伴う排尿、集中力の欠如、憂うつ及び被刺激性、クロロホルムばく露による肝臓障害による黄疸」(NITE初期リスク評価書No.16 (2005))等の記述、実験動物については、「鼻腔の骨肥厚、嗅上皮の萎縮・化生、腎臓:近位尿管上皮核肥大、尿管腔内拡張、腎臓近位尿管壊死、肝臓:細胞巣状空胞化」(NITE初期リスク評価書No.16 (2005))等の記述があることから、区分1(中枢神経系、腎臓、肝臓、呼吸器)とした。  
長期又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓、肝臓、呼吸器の障害(区分1)
- 吸引性呼吸器有害性 : 情報がないため分類できない。

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 : 魚類(ブルーギル、ニジマス)の96時間LC50 = 18mg/L (NITE 初期リスク評価書, 2005, EU-RAR, 2007)であることから、区分3とした。

水生環境慢性有害性：水生生物に有害（区分3）  
急速分解性がなく（BODによる分解度：0%（既存点検，1980））、  
魚類（ニジマス）の28日間NOEC = 0.059 mg/L（環境省リスク評価第2巻，  
2003）であることから、区分1とした。  
オゾン層への有害性：本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていない  
ため、分類できないとした。

### 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産  
業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して  
廃棄物処理を委託する。  
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知  
の上処理を委託する。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま  
埋め立てたり投棄することは避ける。  
（参考）燃焼法  
可燃性溶剤と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に  
吸収させて、アフターバーナー及びスクラバーを具備した焼却炉の  
火室で、できるだけ高温（ダイオキシン発生抑制のため850 以上）  
で焼却する。  
汚染容器及び包装：内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って  
適切に処分する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者  
に処理を委託する。

### 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号：151

#### 国際規制

海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）

UN No.：1888  
Proper Shipping Name：CHLOROFORM  
Class：6.1（毒物）  
Sub risk：-  
Packing Group：III  
Marine Pollutant：Yes（該当）  
Limited Quantity：3L

航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No.：1888  
Proper Shipping Name：Chloroform  
Class：6.1  
Sub risk：-  
Packing Group：III

#### 国内規制

陸上規制情報（毒劇法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等  
を定める告示に従う）

国連番号：1888  
品名：クロロホルム  
クラス：6.1  
副次危険：-  
容器等級：III  
海洋汚染物質：該当  
少量危険物許容量：5L

航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に  
従う）

国連番号：1888  
品名：クロロホルム  
クラス：6.1  
副次危険：-  
等級：III  
少量輸送許容物件  
許容量：2L

特別の安全対策：輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのない  
ように積み込み、荷崩れの防止を確実に  
行う。  
重量物を上積みしない。  
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

### 15. 適用法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 No.160「クロロホルム」、対象重量%は 0.1)  
 (政令番号 No.61「エタノール」、対象重量%は 0.1)  
 名称等を表示すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 No.160「クロロホルム」、対象重量%は 1)  
 (政令番号 No.61「エタノール」、対象重量%は 0.1)  
 (別表第9)  
 健康障害防止指針公表物質(法28条第3項の労働大臣の定める物質)  
 特定化学物質等 第2類物質、管理第2類物質、特別管理物質、  
 特別有機溶剤「クロロホルム」  
 (特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2,3,5号)  
 作業環境測定基準、作業環境評価基準
- 化審法 : 優先評価化学物質 No.8 (官報公示日:2011/04/1)  
 評価対象;人健康影響/生態影響  
 旧第二種監視化学物質 No.3 (官報公示日:1987/07/02)  
 旧第三種監視化学物質 No.161 (官報公示日:2010/03/19)
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律  
 (PRTR法) : ・種別「第1種指定化学物質」  
 ・政令番号「1-127」  
 ・政令名称「クロロホルム」
- 消防法 : 消防活動障害物質 政令第1条の10  
 「届出を要する物質」(200kg以上貯蔵する場合)
- 毒物及び劇物取締法 : 劇物「クロロホルム」(法律別表第2の20)、包装等級
- 道路法 : 車両の水底トンネルの通行制限「劇物」(施行令第19条の13)
- 船舶安全法 : 毒物類・毒物
- 航空法 : 毒物類・毒物
- 海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y類物質(施行令別表第1)
- 水質汚濁防止法 : 指定物質(施行令第三条第三項)  
 「クロロホルム」  
 生活環境項目(施行令第三条第一項)  
 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」  
 [排水基準]160mg/L以下(日間平均120mg/L以下)  
 (注)排水基準に別途、条例等による上乗せ基準がある場合は  
 それに従うこと。
- 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質/優先取組物質  
 「クロロホルム」(中環審第9次答申の58)
- 輸出貿易管理令 : 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第29類 有機化学品  
 HSコード(輸出統計品目番号、2018年1月1日版):2903.13-000  
 「クロロホルム(トリクロロメタン)」

## 16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

### 取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には  
 細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し  
 労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫旋錠、  
 紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

### 参考文献:

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公毒と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM	
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における見解によるものですが、必ずしも十分では  
 ありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意  
 して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成  
 しています。